<u>橋梁判定区分について</u>

橋梁毎の健全性の診断は、下記の判定区分により行っております。

区分		状態
I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
П	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ш	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている,又は生じる可能性が著しく高く,緊急に措置を講ずべき状態。